

(案)

老発0630第2号  
令和8年6月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」  
の実施について

標記については、別紙1のとおり「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」、別紙2のとおり「令和8年度（令和7年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」、別紙3のとおり「令和8年度（令和7年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」及び別紙4のとおり「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化等支援関係業務支援事業実施要綱」を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

なお、特に別紙2、別紙3は市区町村が実施主体となることも可能であるので、必ず管内市区町村の実施の意向を確認するようお願いします。